十九条第三項、第四十条、第四十一条第一項並びに第四十二条に規定する職権を、当該指定港が特定港以外の港である場合にあつては当該港に係る第四十三条に規定する管区海上保安本部の事務所の長に代わつて同条において準用する第十条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項並びに第四十条に規定する職権を行うものとする。

（職権の委任）

第四十七条　この法律の規定により海上保安庁長官の職権に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

2　管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその職権に属させられた事項の一部を管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

第三十七条の四を第四十二条とする。

第三十七条の三第一項中「雑種船」を「汽艇等」に改め、同条を第四十一条とし、第三十七条の二を第四十条とし、第三十七条を第三十九条とする。

第三十六条の三の前の見出しを削り、同条第二項第五号中「けい留施設」を「係留施設」に改め、同条第三項中「第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第一項に規定する航路を航行しようとする船舶が、同法」を「次の各号に掲げる船舶が、海上交通安全法」に、「併せて、当該水路」を「あわせて、当該各号に定める水路」に、「けい留施設」を「係留施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法第二条第一項に規定する航路を航行しようとする船舶　当該水路

二　指定港内における第一項に規定する水路を航行しようとする船舶であつて、当該水路を航行した後、途中において寄港し、又はびよう泊することなく、当該指定港に隣接する指定海域における海上交通安全法第二条第一項に規定する航路を航行しようとするもの　当該水路

三　指定海域における海上交通安全法第二条第一項に規定する航路を航行しようとする船舶であつて、当該航路を航行した後、途中において寄港し、又はびよう泊することなく、当該指定海域に隣接する指定港内における第一項に規定する水路を航行しようとするもの　当該水路

第三十六条の三中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　港長は、第一項に規定する水路のうち当該水路内の船舶交通が著しく混雑するものとして国土交通省令で定めるものにおいて、同項の信号を行つてもなお第二項に規定する船舶の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であつて、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を指示することができる。

一　当該水路（海上交通安全法第二条第一項に規定する航路に接続するものを除く。以下この号において同じ。）を航行する予定時刻を変更すること（前項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定により第二項の規定による通報がされていない場合にあつては、港長が指定する時刻に従つて当該水路を航行すること。）。

二　当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること。

三　前二号に掲げるもののほか、当該船舶の運航に関し必要な措置を講ずること。

第三十六条の三を第三十八条とし、同条の前に見出しとして「（船舶交通の制限等）」を付する。

第三十六条の二第一項中「附近」を「付近」に改め、同条を第三十七条とする。

（航路標識法の一部改正）

第三条　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　航路標識の設置及び管理

第一節　海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理（第二条）

第二節　海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理（第三条―第十四条）

第三節　雑則（第十五条・第十六条）

第三章　航路標識に係る行為の制限（第十七条―第二十一条）

第四章　雑則（第二十二条―第二十五条）

第五章　罰則（第二十六条―第三十条）

附則

第一章　総則

第一条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「施設」を「国土交通省令で定める施設」に改め、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章　航路標識の設置及び管理

第一節　海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理

第二条の前の見出し及び同条ただし書を削り、同条の次に次の節名を付する。

第二節　海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

第三条及び第四条を次のように改める。

（海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の許可）

第三条　海上保安庁以外の者が航路標識（第十三条第一項に規定するものを除く。）を設置しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　航路標識の種類

三　航路標識の位置、構造及び設備

四　航路標識の管理の方法

五　その他国土交通省令で定める事項

（許可の基準等）

第四条　海上保安庁長官は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一　当該航路標識の位置、構造及び設備が航路標識としての機能を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

二　当該航路標識の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。

三　当該航路標識の管理の方法が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四　申請者が当該航路標識を設置し、及びこれを管理するに足りる能力を有すること。

2　前条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第十七条中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「五千円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十二条」を「第二十一条」に改め、同号を同条第八号とし、同条第一号中「第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項」を「第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第二十条の規定に違反した者

第十七条に第一号から第五号までとして次の五号を加える。

一　第六条（第十三条第十項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した航路標識の供用を再開した者